

福岡県企業立地促進交付金交付要綱

第1 目的

この要綱は、福岡県における企業の立地を促進し、また県地域産業の空洞化を防止するため、新たに事業を展開しようとする企業が、県内に第1の2に定める業務施設の設置を行うための初期投資に対して予算の範囲内で財政的な援助を行うことにより、産業の集積及び活性化並びに県民の雇用機会の拡大を図り、もって本県の経済の発展に寄与することを目的とする。

- 2 この交付金の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）（以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

第1の2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務施設 別表1に定める業種のうち、製造業にあっては物の製造又は加工を行うための施設および、その他の業種にあってはその業種に分類される根拠となった業務を行う施設（以下「製造・事業施設」という。）ならびに、別表2に定める本社機能を有する施設（以下「特定業務施設」という。）をいう。
- (2) 設備投資額 業務施設を設置するために必要な投資額であつて所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで及び第7号のうち別表3に掲げる資産の取得価格の合計額（用地取得費、消費税を除く。）をいう。
- (3) 社宅 企業が新たに事業を展開することに伴つて県内に設置する、従業員等が居住するための施設をいう。
- (4) 社宅の取得、改修費 社宅を取得するための経費及び改修するための経費のうち、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号に掲げる資産の取得価格の合計額（用地取得費、消費税を除く。）をいう。
- (5) 新規常用雇用 操業のため新たに雇用された者（操業開始後3年以内に雇用された者を含む）のうち、県内居住者（県内に住民票を有する日本国籍を持つ者、永住者及び特別永住者に限る。）であつて、雇用保険法（昭和49年法律116号）第7条の規定に基づく被保険者として雇用された者（操業開始後3年以内に雇用された者を含む）をいう。
- (6) 移転者 操業のため本社機能に従事する者のうち、県外の事業所から異動してきた者をいう。

第2 交付対象事業等

この交付金の交付対象となる事業は、別表1に定める業種の製造・事業施設の新設若しくは増設又は移転（コンタクトセンター、道路貨物運送業の移転を除く）および別表2で定める本社機能を有する特定業務施設の新設若しくは増設又は移転とし、交付要件、交付金の積算根拠等は別表4のとおりとする。

ただし、別表5に定める特例産業の製造・事業施設の新設又は増設であつて同表に定める交付要件を満たす場合の交付金の積算根拠等は同表のとおりとし、また、新たに企業が展開しようとする事業が地域経済に及ぼす影響が著しいものとして知事が特に必要と認める場合については、別に定めるところによる。

また、製造・事業施設および特定業務施設に対する交付金は併用できるものとする。

第2の2 対象除外

次の各号に掲げるものは、交付金交付の対象としない。

- (1)暴力団又は暴力団員
- (2)暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っている事業者

第3 対象期間

この交付金は、業務施設を新設若しくは増設又は移転をする企業が、この要綱の施行の日から令和7年3月31日までに当該事業に係る施設の継続的な使用（以下「操業」という。）を開始した場合に交付する。

第4 事業認定

交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、業務施設等の操業を開始する日までに事業認定申請書（様式第1号）を当該施設所在地の市町村を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書が提出されたときは、当該市町村長は当事業に関する意見書（様式第2号）を付して、知事に進達するものとする。

3 知事は、前項の申請書を受理した場合において交付対象と認める場合は、当該申請書に対し事業認定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

第5 事業計画変更

前項により事業認定を受けた事業について当該事業の計画に変更が生じた場合は、申請者は遅滞なく事業計画変更申請書（様式第4号）により、変更の承認を受けなければならない。

2 前項の申請に対する承認は、事業計画変更承認通知書（様式第5号）により行うものとする。

第6 交付金の交付の申請

第4により事業認定を受けた申請者が交付金の交付を受けようとするときは、交付金交付申請書（様式第6号）に指定の添付書類を添えて、操業を開始した日から令和7年3月31日までの間に、知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、規則第13条に規定する実績報告があつたものとみなす。

第6の2 交付金の決定及び通知

知事は、前項の申請があつたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査、並びに当該市町村長の意見により交付すべきものと認めたときは、交付額の決定をし、その旨を当該申請書を提出した交付事業者に交付金決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

第6の3 交付金の支払

交付金の交付決定を受けた交付事業者は、交付金の支払を受けようとするときは、交付金支払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

第6の4 交付金の交付決定の取消し及び返還

知事は交付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6の規定による申請の内容に偽りがあることが判明したとき
 - (2) 交付事業者が第2の2各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (3) 交付事業者の責めに帰すことのできない事由による場合を除き、操業開始後5年以内に操業を休止し、又は廃止したとき
- 2 知事は、前項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、第6の3の規定による交付金の支払を既に受けているときは、期限を決めてその返還を命ずるものとする。

第6の5 会計帳簿の整備

申請者は、交付金申請についてのその状況を明らかにする帳簿及び関係書類を整備し、かつ、これらの書類を交付金の交付の申請を提出した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

第7 雜則

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

第8 施行期日

この要綱の改正日以前に事業認定申請書が提出されているものに係る交付対象事業等については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

この要綱は平成8年5月20日から施行し、平成8年度から令和6年度までの交付金について適用する。

附 則

この要綱は平成9年4月21日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成9年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成9年4月21日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成9年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成9年4月21日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成9年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成10年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成11年11月9日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成11年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成14年7月30日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成14年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成16年6月2日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成16年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成17年9月30日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成17年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成18年5月10日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成18年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成19年11月1日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成19年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成22年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月20日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成24年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成25年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成25年7月1日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成25年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成27年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成28年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、平成31年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は令和2年12月28日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、令和2年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、令和3年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行し、改正後の福岡県企業立地促進交付金交付要綱の規定は、令和4年度の交付金から適用する。

別表1（第1の2、第2関係）

対象業種	備考
製造業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 デザイン業 機械設計業 道路貨物運送業	日本標準産業分類 (平成25年総務省告示第405号) に定める業種
コンタクトセンター	電話およびコンピューターなどを 用いて顧客への対応を行う事業
データセンター	顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続回線や保守・運用 サービスなどを提供する事業

別表2（第1の2、第2関係）

業務施設類型	説明
事務所	<p>次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 調査及び企画部門 事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門 ロ 情報処理部門 自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行っている部門 ハ 研究開発部門 基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門 ニ 國際事業部門 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門 ホ その他管理業務部門 総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門
研究所	事業者の研究開発において重要な役割を担うもの
研修所	事業者の人材育成において重要な役割を担うもの

別表3（第1の2関係）

所得税法施行令第6条 1～3号、7号に掲げる資産		交付対象 ①対象施設 ②対象業種	構造又は用途	細目
第1号	建物及び附属設備(冷暖房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に付属する設備)			
第2号	構築物(ドッグ、橋、岸壁、桟橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物)	①特定業務施設、 製造・事業施設 ②全業種	(全て)	(全て)
第3号	機械及び装置			
所得税法施行令第6条第7号に掲げる資産で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に列記されるもののうち、下記のもの				
第7号	工具	①製造・事業施設 ②製造業	測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む)	(全て)
			治具及び取付工具	(全て)
			ロール	金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの
			型(型枠を含む)、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成形用金型及び鋳造金型
				その他のもの
			切削工具	(全て)
	器具及び備品(観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む)	①製造・事業施設 ②ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業・機械設計業		電子計算機
			事務機器及び通信機器	電子計算機 電話設備その他の通信機器
		①特定業務施設 ②全業種		電子計算機 複写機 電話設備その他の通信機器

別表4（第2関係）

○製造・事業施設に対する交付金

区分	対象業種	交付要件	交付金の積算根拠	限度額
移転	製造業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 データセンター デザイン業 機械設計業	1 土地を除く設備投資額（賃借の場合はその固定資産評価額）が5億円以上 2 建物内の生産または事業の用に供する施設の床面積が1,000m ² 以上	1 生産または、事業の用に供する施設の床面積（m ² ）あたり、3,000円を乗じて得た額 2 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上取得若しくは改修する場合、取得・改修費の2%に相当する額 3 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上賃借する場合、社宅の取得・改修費の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額 4 業務開始から3年間に雇用した県民の新規常用雇用1名あたり、30万円を乗じて得た額 ※ 1,000円未満の端数は切り捨て	一交付事業者当たり、限度額は左記1～4の合計で5億円
新設 増設	製造業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 デザイン業 機械設計業	1 土地を除く設備投資額（賃借の場合はその固定資産評価額）が5億円以上 2 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人員の合計が10人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。	1 業務施設等を取得する場合、設備投資額の2%に相当する額 ※ただし、特例①の場合は上記1が2.5%、特例②の場合は上記1が3%に相当する額とする。 2 業務施設等を賃借する場合、設備投資額の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額 3 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上取得若しくは改修する場合、取得・改修費の2%に相当する額 4 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上賃借する場合、社宅の取得・改修費の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額 5 業務開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用1名あたり、30万円を乗じて得た額 上記1～5で算出した額に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額（0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1） (グリーンアジア国際戦略総合特区特例) 総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算する。 ※ 1,000円未満の端数は切り捨て	一交付事業者当たり、限度額は左記1～5の合計で1億5千万円 ※設備投資額が50億円以上、かつ県民の新規常用雇用50人以上の場合、3億円 ※設備投資額が50億円以上、かつ県民の新規常用雇用100人以上の場合、5億円 ※特例 ①設備投資額100億円以上、かつ県民の新規常用雇用150人以上の場合、8億円 ②設備投資額300億円以上、かつ県民の新規常用雇用300人以上の場合、10億円
新設 増設	コンタクトセンター 道路貨物運送業 データセンター	1 設備投資額が1千万円以上（ただし用地取得費は除く。） 若しくは設備機器賃借料が年間2百万円以上（業務施設賃借額を除く。） 2 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人員の合計が10人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。 (北九州市、福岡市以外に立地する場合) 1 設備投資額が1千万円以上（ただし用地取得費は除く。） 若しくは設備機器賃借料が年間2百万円以上（業務施設賃借額を除く。） 2 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人員の合計が10人以上 (北九州市、福岡市に立地する場合) 1 設備投資額が3千万円以上（ただし用地取得費は除く。） 若しくは設備機器賃借料が年間6百万円以上（業務施設賃借額を除く。） 2 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人員の合計が50人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。	1 業務施設等を取得する場合、設備投資額の2%に相当する額 2 業務施設等を賃借する場合、設備投資額の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額 3 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上取得若しくは改修する場合、取得・改修費の2%に相当する額 4 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上賃借する場合、社宅の取得・改修費の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額 5 業務開始から1年間に雇用した県民新規常用雇用1名あたり、30万円を乗じて得た額 上記1～5で算出した額に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額（0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1） ※ 1,000円未満の端数は切り捨て	一交付事業者当たり、限度額は左記1～5の合計で1億円
新設 増設		1 土地を除く設備投資額（賃借の場合はその固定資産評価額）が3億円以上 2 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人員の合計が10人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。	1 業務施設等を取得する場合、設備投資額の2%に相当する額 2 業務施設等を賃借する場合、設備投資額の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額 3 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上取得若しくは改修する場合、取得・改修費の2%に相当する額 4 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上賃借する場合、社宅の取得・改修費の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額 5 業務開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用1名あたり、30万円を乗じて得た額 上記1～5で算出した額に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額（0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1） ※ 1,000円未満の端数は切り捨て	

○特定業務施設に対する交付金 ※上記交付金との併用可

区分	対象業種	交付要件	交付金の積算根拠	限度額
移転 新設 増設	(上記対象業種を含む) 全業種 ※風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業の事業者を除く。	本社機能に従事する従業員数が10人（中小企業者5人）以上増加し、そのうち5人（中小企業者3人）以上が県民の新規雇用であること。 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。	1 業務施設等を取得する場合、設備投資額の2%に相当する額 2 業務施設等を賃借する場合、設備投資額の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額 3 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上取得若しくは改修する場合、取得・改修費の2%に相当する額 4 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上賃借する場合、社宅の取得・改修費の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額 5 業務開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用1名あたり（移転者含む）、30万円を乗じて得た額 上記1～5で算出した額に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額（0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1） (グリーンアジア国際戦略総合特区特例) 総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算する。 ※ 1,000円未満の端数は切り捨て	一交付事業者当たり、限度額は ・研究開発部門以外の場合、左記1～5の合計で1億円 ・研究開発部門の場合、 左記1～4の合計で1億5千万円 左記1～5の合計で5億円

別表5（第2関係）

○製造・事業施設に対する交付金に係る特例産業

区分	対象業種	特例産業	交付要件	交付金の積算根拠	限度額
新設増設	製造業	航空宇宙関連	<p>1 航空機・同附属品製造業、宇宙機器産業（ロケット、衛星等）又はこれらの事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が売上の50%を超えるもの</p> <p>2 土地を除く設備投資額（賃借の場合はその固定資産評価額）が5億円以上</p> <p>3 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人員の合計が10人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。</p>	<p>1 業務施設等を取得する場合、設備投資額の2%に相当する額</p> <p>2 業務施設等を賃借する場合、設備投資額の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額（3年間）</p> <p>3 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上取得若しくは改修する場合、取得・改修費の2%に相当する額</p> <p>4 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上賃借する場合、社宅の取得・改修費の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>5 操業開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用1名あたり、30万円を乗じて得た額</p> <p>上記1～5で算出した額に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額（0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）</p> <p>（特例産業） 特例産業に該当する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に8%を加算する。 ※ 1,000円未満の端数は切り捨て</p>	
		グリーンデバイス（半導体）関連	<p>1 半導体素子、半導体デバイス、半導体モジュール製造業若しくはこれらの事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が売上の50%を超えるもの又は半導体製造装置製造業</p> <p>2 土地を除く設備投資額（賃借の場合はその固定資産評価額）が5億円以上</p> <p>3 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人員の合計が10人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。</p>	<p>1 業務施設等を取得する場合、設備投資額の2%に相当する額</p> <p>2 業務施設等を賃借する場合、設備投資額の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>3 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上取得若しくは改修する場合、取得・改修費の2%に相当する額</p> <p>4 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上賃借する場合、社宅の取得・改修費の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>5 操業開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用1名あたり、30万円を乗じて得た額</p> <p>上記1～5で算出した額に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額（0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）</p> <p>（特例産業） 特例産業に該当する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%を加算する。 （グリーンアジア国際戦略総合特区特例） 総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算する。 ※ 1,000円未満の端数は切り捨て</p>	
		蓄電池関連	<p>1 蓄電池製造業</p> <p>2 土地を除く設備投資額（賃借の場合はその固定資産評価額）が100億円以上</p> <p>3 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人員の合計が50人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。</p>	<p>1 業務施設等を取得する場合、設備投資額の2%に相当する額</p> <p>2 業務施設等を賃借する場合、設備投資額の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>3 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上取得若しくは改修する場合、取得・改修費の2%に相当する額</p> <p>4 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上賃借する場合、社宅の取得・改修費の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>5 操業開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用1名あたり、30万円を乗じて得た額</p> <p>上記1～5で算出した額に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額（0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）</p> <p>（特例産業） 特例産業に該当する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%を加算する。 （グリーンアジア国際戦略総合特区特例） 総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算する。 ※ 1,000円未満の端数は切り捨て</p>	
	新設増設	バイオ関連（製薬製造）	<p>1 医薬品製造業</p> <p>2 土地を除く設備投資額（賃借の場合はその固定資産評価額）が90億円以上</p> <p>3 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人員の合計が20人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。</p>	<p>1 業務施設等を取得する場合、設備投資額の2%に相当する額</p> <p>2 業務施設等を賃借する場合、設備投資額の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>3 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上取得若しくは改修する場合、取得・改修費の2%に相当する額</p> <p>4 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上賃借する場合、社宅の取得・改修費の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>5 操業開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用1名あたり、30万円を乗じて得た額</p> <p>上記1～5で算出した額に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額（0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）</p> <p>（特例対象産業） 特例対象産業に該当する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に8%を加算する。 ※ 1,000円未満の端数は切り捨て</p>	一交付事業者当たり、限度額は左記1～5の合計で10億円
		洋上風力発電機関連	<p>1 洋上風力発電機製造業又はその事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が売上の50%を超えるもの</p> <p>2 土地を除く設備投資額（賃借の場合はその固定資産評価額）が5億円以上</p> <p>3 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人員の合計が10人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。</p>	<p>1 業務施設等を取得する場合、設備投資額の2%に相当する額</p> <p>2 業務施設等を賃借する場合、設備投資額の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>3 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上取得若しくは改修する場合、取得・改修費の2%に相当する額</p> <p>4 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上賃借する場合、社宅の取得・改修費の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>5 操業開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用1名あたり、30万円を乗じて得た額</p> <p>上記1～5で算出した額に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額（0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）</p> <p>（特例産業） 特例産業に該当する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%を加算する。 （グリーンアジア国際戦略総合特区特例） 総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算する。 ※ 1,000円未満の端数は切り捨て</p>	
		水素エネルギー関連	<p>1 水電解装置、FCモビリティ、燃料電池、水素ステーション製造業又はこれらの事業所に直接部品等を納入する事業所でその割合が売上の50%を超えるもの</p> <p>2 土地を除く設備投資額（賃借の場合はその固定資産評価額）が5億円以上</p> <p>3 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人員の合計が10人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。</p>	<p>1 業務施設等を取得する場合、設備投資額の2%に相当する額</p> <p>2 業務施設等を賃借する場合、設備投資額の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>3 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上取得若しくは改修する場合、取得・改修費の2%に相当する額</p> <p>4 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上賃借する場合、社宅の取得・改修費の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>5 操業開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用1名あたり、30万円を乗じて得た額</p> <p>上記1～5で算出した額に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額（0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）</p> <p>（特例産業） 特例産業に該当する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に3%を加算する。 （グリーンアジア国際戦略総合特区特例） 総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算する。 ※ 1,000円未満の端数は切り捨て</p>	
	データセンター	データセンター	<p>1 土地を除く設備投資額（賃借の場合はその固定資産評価額）が50億円以上</p> <p>2 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人員の合計が10人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。</p>	<p>1 業務施設等を取得する場合、設備投資額の2%に相当する額</p> <p>2 業務施設等を賃借する場合、設備投資額の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>3 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上取得若しくは改修する場合、取得・改修費の2%に相当する額</p> <p>4 社宅を5戸（中小企業者3戸）以上賃借する場合、社宅の取得・改修費の対象となる資産の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額</p> <p>5 操業開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用1名あたり、30万円を乗じて得た額</p> <p>上記1～5で算出した額に業務施設が立地する市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額（0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）</p> <p>（特例産業） 特例産業に該当する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に8%を加算する。 ※ 1,000円未満の端数は切り捨て</p>	